

平成23年度法制問題小委員会の審議の経過等について(案)

平成24年1月12日

1. はじめに

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（以下、「小委員会」という。）では、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方に関する様々な課題について、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題なども含めつつ、検討を進めてきている。

具体的には、第9期（平成21年度）及び第10期（平成22年度）において、

(1) 権利制限の一般規定について（第9期及び第10期）

(2) 技術的保護手段の見直しについて（第10期）

(3) その他の課題

① 公文書管理法に関する権利制限について（第10期）

② いわゆる「間接侵害」に係る課題について（第9期及び第10期）

③ インターネット上の複数者による創作に係る課題について（第9期及び第10期）

の検討を行ったところであり、このうち(1)、(2)及び(3)①については、文化審議会著作権分科会において「文化審議会著作権分科会報告書」(平成23年1月)（以下、「分科会報告書」という。）としてとりまとめられ、現在、著作権法の一部改正に向けた作業が進められている。

今期（平成23年度）の小委員会では、「分科会報告書」や「知的財産推進計画2011」等で示された今後の検討課題のうち、近年のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴う著作物等の利用態様等の変質の影響を特に強く受けていると考えられる、私的使用のための複製に係る権利制限規定（著作権法第30条）について、関係者からのヒアリングを通じて、論点の整理を行った。

また、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」（平成22年11月文部科学副大臣決定により設置）において、「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」に係るまとめが決定（平成23年9月1日）され、国立国会図書館からの送信サービスの実施に係る権利制限を行うことが適当とされたことから、小委員会においても、国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について検討を行った。

以上に加え、「いわゆる「間接侵害」に係る課題」及び「インターネット上の複数者による創作に係る課題」については、それぞれ司法救済ワーキングチーム及び契

約・利用ワーキングチームにおいて引き続きの検討が行われ、今般一定のとりまとめがなされた。

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

2. 課題ごとの状況

(1) 著作権法第30条（私的使用のための複製）

著作権法第30条に規定されている私的使用目的の複製に係る権利制限については、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展や、それに伴ういわゆる「クラウドサービス」と呼ばれるインターネットを活用したサービスが注目を集める中、同条第1項柱書に規定する「その使用する者が複製することができる」との文言や、同項第1号に規定するいわゆる公衆用自動複製機器とクラウド上のサーバとの関係についてどのように考えるべきかなど、種々の課題が指摘されている。

そのため、小委員会では、第2回及び第3回において、関係団体（別紙1）からのヒアリングを行った上で、第4回において「著作権法第30条に係る論点の整理」（別紙2）を示した。

今後は、「著作権法第30条に係る論点の整理」において示された課題の中から、政府の知的財産戦略本部からの提言や関係者の意見等を踏まえ、必要に応じて課題を抽出し、適宜検討することとする。

(2) 国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定について

国立国会図書館において、納本された出版物を中心に所蔵資料のデジタル化が積極的に進められている中、広く国民が出版物にアクセスできる環境の整備を図るため、デジタル化された所蔵資料の有効活用が強く求められている。このため、小委員会では、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において示された検討結果を踏まえ、国立国会図書館からの送信サービスの実施のために必要な権利制限の在り方について検討を行い（第4回～第6回）、「国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係るまとめ」（別紙3）を取りまとめた。

今後は、小委員会において示された検討結果を踏まえ、制度改正を含めた必要な措置を講ずることが求められる。

(3) いわゆる「間接侵害」等に係る課題

いわゆる「間接侵害」に係る課題については、近年の情報通信技術の発展等により、差止請求が可能な範囲を法律上明確化すべきとの従来からの権利者側の要請に加えて、利用者側の立場からも、差止請求を受けない範囲を明確化すべきとの要請が強くなされるに至っており、近年の知的財産推進計画においても、本課題について検討が求められている。小委員会においては、司法救済ワーキングチームを設置し、関係団体からのヒアリングや主要裁判例の分析等を通じて、望ましい立法的措置の在り方につき検討を行ってきたが、今期は、小委員会での検討のたたき台とするため、同ワーキングチームとしての考え方を、概略以下のとおり整理した。

司法救済ワーキングチームにおける考え方の整理

- 立法論として、差止請求の対象は直接行為者に限定されるものではなく、一定の範囲の間接行為者も差止請求の対象とすべきであり、また、間接行為者が差止請求の対象とされるためには、直接行為者による侵害の成立が前提となること。
- 以上を前提に、一定の範囲の間接行為者、具体的には、(i) 専ら侵害の用に供される物品（プログラムを含む。以下同じ）・場ないし侵害のために特に設計されまたは適用された物品・場を提供する者、(ii) 侵害発生の実質的危険性を有する物品・場を、侵害発生を知り、又は知るべきでありながら、侵害発生防止のための合理的措置を採ることなく、当該侵害のために提供する者、(iii) 物品・場を、侵害発生を積極的に誘引する態様で、提供する者、については、それぞれ差止請求の対象となることが明確となるよう、立法的措置を講ずべきであること。

今後は、当該考え方の整理を踏まえ、小委員会において、更なる検討を行う。

なお、同ワーキングチームにおいては、この他、関連する問題として、知的財産戦略推進本部における検討を踏まえ、いわゆる「リーチサイト」（別のサイトにアップロードされた違法コンテンツへのリンクを集めたサイト）についても、併せて考え方の整理を行っている。

これら考え方の整理の詳細については、「「間接侵害」等に関する考え方の整理」（別紙4）を参照のこと。

（４）インターネット上の複数者による創作に係る課題

インターネット上の複数者による創作に係る課題に関しては、知的財産戦略本部において「投稿サイトやブログなど他人の創作物を相互に利用し合いながら創作するケースなど新しい創作形態への対応が明確でない。一般人のコンテンツの創作・公表が新たなビジネスモデルを生みつつある。ネット上における一般人のコンテンツの創作・公表に伴う法的な課題を解決し、コンテンツの創造と流通を一層促進する必要がある。」との指摘がされており（「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について〈検討経過報告〉」（平成20年5月29日）、これを受けて小委員会において契約・利用ワーキングチームを設置し、第9期から検討を開始した。

本課題に関しては、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等について現行法上の整理やその特性に関する検討を行うとともに、主に権利処理ルールの明確化という観点から、立法措置による対応の可能性及び契約等による対応の可能性の双方につき、実際に提供されている国内外の事例の分析や国外における検討状況の把握、関係者からのヒアリング等を通じて検討を実施し、概略以下のとおり結論をとりまとめた。

まず、立法的な措置による対応については、インターネットを通じて複数者が創作等に関与した著作物等の利用の円滑化という目的を達成するために特別な立法的措置を講ずることは、比較法的観点や条約上の観点等から困難であるとの結論に至った。

次に、契約等による対応については、利用規約、あるいはクリエイティブ・コモンズのようないわゆる「著作権ライセンス」の活用といった取組が実際に広く行われ、一定の効果が認められるとともに、その内容は、サービス内容の多様化もあいまって、事業者等による創意工夫により、日々改良が重ねられており、今後も急速な進化が予想されるインターネット・サービスにおいて、その状況の変化に対応しながら、権利者とユーザーの双方が合意できる新たなルールを迅速に構築するためには、立法的な措置による対応を図るよりも、契約等による柔軟な対応に委ねることが合理的であると考えられるとの結論に至った。

検討結果の詳細については、「契約・利用ワーキングチーム報告書」(別紙5)を参照のこと。

(5) その他の課題

(1) 及び(3)のほか、分科会報告書の報告等を踏まえ、薬事関係や学校教育関係の権利制限や、通信・放送の在り方の変化への対応等、状況の進展に応じて、引き続き必要に応じて検討を行う。

3. おわりに

今期の小委員会では、上記のように、「国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係る課題」及び契約・利用ワーキングチームから報告書が示された「ネット上の複数者による創作に係る課題」以外の課題については、今後引き続き検討することとしている。このため、本報告は、期末の最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況や残された課題等について整理したものである。これらの検討課題については、来期の小委員会においても、可能な限り速やかに結論が得られるよう引き続き検討を行い、結論が得られたものから、適宜、報告をまとめることとしたい。

4. 開催状況

第1回 平成23年5月11日

- (1) 法制問題小委員会主査の選任等について
- (2) 法制問題小委員会審議予定について
- (3) その他

第2回 平成23年7月4日

- (1) 著作権法第30条について(関係団体よりヒアリング)
- (2) その他

第3回 平成23年7月7日

- (1) 著作権法第30条について（関係団体よりヒアリング）
- (2) その他

第4回 平成23年9月21日

- (1) 「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」における検討状況について
- (2) 著作権法第30条について
- (3) その他

第5回 平成23年11月9日

- (1) 国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について
- (2) 著作権等管理事業法の見直しについて
- (3) その他

第6回 平成23年1月12日

- (1) 国立国会図書館からの送信サービスに係る権利制限規定について
- (2) 契約・利用ワーキングチームからの報告について
- (3) 司法救済ワーキングチームからの報告について
- (4) 「クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究」について（報告）
- (5) その他

5. 委員名簿

	上野 達 弘	立教大学法学部教授
	大須賀 滋	東京地方裁判所判事
主査代理	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小 泉 直 樹	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	末 吉 互	弁護士
	多賀谷 一 照	獨協大学法学部教授
	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
主査	土 肥 一 史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	中 山 信 弘	明治大学特任教授， 東京大学名誉教授， 弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	松 田 政 行	弁護士， 中央大学法科大学院客員教授
	村 上 政 博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 本 隆 司	弁護士
	山 本 隆 司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

（以上16名）

別紙一覧

別紙 1

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においてヒアリングを実施した関係団体と出席者一覧

別紙 2

著作権法第30条に係る論点の整理

別紙 3 (※配付資料 1-1 参照)

国立国会図書館からの送信サービスに関する権利制限規定に係るまとめ

別紙 4 (※配付資料 3 参照)

「間接侵害」等に関する考え方の整理

別紙 5 (※配付資料 2 参照)

契約・利用ワーキングチーム報告書

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において
ヒアリングを実施した関係団体と出席者一覧

第2回法制問題小委員会（平成23年7月4日）

- ・ 一般社団法人日本音楽著作権協会
北田 暢也（きただ のぶや）
一般社団法人日本音楽著作権協会 常任理事
- ・ 社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター
椎名 和夫（しいな かずお）
社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター運営委員
- ・ 一般社団法人日本写真著作権協会・社団法人日本美術家連盟
瀬尾 太一（せお たいち）
一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事・写真家
福王寺 一彦（ふくおうじ かずひこ）
社団法人日本美術家連盟 常任理事・日本画家
池谷 慎一郎（いけたに しんいちろう）
社団法人日本美術家連盟 事務局長代理
- ・ 一般社団法人電子情報技術産業協会
榊原 美紀（さかきばら みき）
一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会委員長
パナソニック株式会社 渉外本部渉外グループ著作権渉外チームリーダー
和田 利昭（わだ としあき）
一般社団法人電子情報技術産業協会 著作権専門委員会副委員長
株式会社日立製作所 知的財産権本部知財ビジネス法務本部担当部長
長谷川 英一（はせがわ ひでかず）
一般社団法人電子情報技術産業協会 常務理事
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
広崎 膨太郎（ひろさき ぼうたろう）
社団法人日本経済団体連合会 知的財産委員会企画部会長
日本電気株式会社 特別顧問
- ・ 日本知的財産協会
上野 剛史（うえの たけし）
日本知的財産協会 副理事長
日本アイ・ビー・エム株式会社 理事・知的財産部長
今子 さゆり（いまこ さゆり）
日本知的財産協会 著作権委員会委員長
ヤフー株式会社 法務本部知的財産部マネージャー
大野 郁英（おおの いくひで）

日本知的財産協会 著作権委員会委員長代理
凸版印刷株式会社 法務本部法務部課長

第3回法制問題小委員会（平成23年7月7日）

- ・ 一般社団法人日本レコード協会
畑 陽一郎（はた よういちろう）
一般社団法人日本レコード協会 理事
楠本 靖（くすもと やすし）
一般社団法人日本レコード協会 法務部副部長
- ・ 一般社団法人日本映画製作者連盟・一般社団法人日本映像ソフト協会
華頂 尚隆（かちょう なおたか）
一般社団法人日本映画製作者連盟 事務局長
酒井 信義（さかい のぶよし）
一般社団法人日本映像ソフト協会 管理部著作権担当部長
- ・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
久保田 裕（くぼた ゆたか）
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
- ・ 公益社団法人日本文藝家協会
長尾 玲子（ながお れいこ）
公益社団法人日本文藝家協会 著作権管理部部長
- ・ 社団法人日本書籍出版協会・社団法人日本雑誌協会
井村 寿人（いむら ひさと）
社団法人日本書籍出版協会 常任理事
平井 彰司（ひらい しょうじ）
社団法人日本書籍出版協会 知的財産権委員会 副委員長
五木田 直樹（ごきた なおき）
社団法人日本雑誌協会 著作権委員会 副委員長
- ・ 一般社団法人インターネットユーザー協会
小寺 信良（こでら のぶよし）
一般社団法人インターネットユーザー協会 代表理事
- ・ 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
岸原 孝昌（きしはら たかあき）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 常務理事
板谷 恭史（いたや やすふみ）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 知財
著作権委員会モバイル著作権部会 部会長
長谷川 篤（はせがわ あつし）
一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 知財
著作権委員会 副委員長

（以上、17団体）

著作権法第30条に係る論点の整理

1. 1項柱書き

著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

(1) 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」について

- 「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言が非常に曖昧で、外縁が必ずしも明確ではなく、30条1項の範囲が不当に拡大解釈され、権利者に悪影響を及ぼしていることから、当該文言を削除し、私的使用を個人で使用することと家庭内において使用することの二つに限定してはどうか。（映連）

(2) 「その使用する者が複製することができる」について

- メディア変換についての強いニーズがあることや、私的領域内での使用を目的とした複製である限り、権利者に新たな経済的損失が生じる可能性は低いことから、利用者の手足として複製していると評価できる場合等には、利用者以外の者が物理的に複製行為を行うこと等を認めるべき。（JEITA、同旨知財協）
- いわゆる手足理論を用いて30条の範疇だと言い張る業者があり、30条に当該理論を用いることに反対。（書協・雑協）

(3) ただし書の追加について

- 映画をデジタル録画する行為は、商品と同等の鑑賞価値のあるものを無償で入手する行為であり、ビジネスと衝突するものであることから、35条1項等と同様に、30条1項に「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない」とのただし書を設け、スリー・ステップ・テストを満たすことを求めるべき。（映連・JVA）

2. 1項1号、附則5条の2

一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

附則

（自動複製機器についての経過措置）

第5条の2 著作権法第30条第1項第1号及び第119条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

(1) 公衆用自動複製機器について

- クラウドで行われるデジタルロッカーへの複製は、コピー先が居宅内か居宅外かの違いしかなく、権利者に新たな経済的損失が生じているとは考えられないため、30条1項1号(加えて附則5条の2)は削除されるべき。(JEITA)
- 公衆用自動複製機器を用いた複製は、正当に取得した著作物を複製するのであり、かつ、家庭内等での使用に留まるものであれば、自己が所有する複製機器で複製することと変わらないため、30条1項1号の削除を含め、公衆用自動複製機器の取扱いについて議論すべき。(知財協)

(2) 附則5条の2について

- ①昭和59年の附則追加以来、「当分の間」が27年以上に及んでいること、②複製に関する集中的権利処理体制が整ってきていること、③営利目的の複製業者の行為が権利者の利益を不当に害するおそれがあること、④文書・図画のデジタル複製による流用の蓋然性が大きくなっていることから、附則5条の2を削除すべき。(文藝家協会、同旨書協・雑協)
- 文書等の著作物の管理・許諾の一元化はまだ途上であり、権利者不明のものも多数存在する状況であって、附則5条の2を削除すると、私的使用をしようとする者に著しい不便を生じさせ、混乱を招くため、最低限、現状を維持すべき。(知財協)

(3) いわゆる自炊行為について

- 難病等により自分でページをめくることができない場合のように、デジタル化しないと本を利用できない場合もあるため、いわゆる自炊そのものを否定するものではないが、自炊代行業者、特に、自炊の場所、機材の提供と裁断済み書籍を貸し出しているような業者を規制すべき。また、自炊代行業者自体がデータの管理をどのくらいできるのか心もとない。(文藝家協会、同旨書協・雑協)

3. 1項2号

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第120条の2第1号及び第2号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合

(1) 技術的保護手段を回避したバックアップ等目的の私的複製について

- たとえ技術的保護手段を回避して行う私的複製行為であったとしても、利用者がバックアップ目的で1部だけコピーするといった場合であれば、著作権者等が予期しない複製とは言えず、著作権者等の経済的利益を著しく損なうことにもならないため、一定の限定的な範囲で技術的保護手段を回避して行う私的複製行為を認めるべき。(知財協、同旨JEITA)
- 映像パッケージソフトが正規の手段で複製できないことは十分に認知されていること、バックアップ等の目的を超えた利用（ネットへの流出等）がなされることは容易に推測されること等から、技術的保護手段を回避して行うバックアップ等のための複製を権利制限の対象とすべきではない。(JVA)

(2) 平成23年著作権分科会報告書に基づく技術的保護手段の見直しについて

- 技術的保護手段の見直しに当たっては、特定の者によるプラットフォームの保護につながらないようにするべきであり、場合によっては、米国のような例外規定の導入等（互換性等についての適用除外規定による解決及び利用者によるアクセスコントロール回避行為について、三年ごとに設けられる適用除外手続をとることによる解決）を検討すべき。（JEITA、同旨 MiAU）
- 技術的保護手段の回避規制は、利便性との関係で保護強度等に差異があるとしても、文化及び経済の発展に必要なものであり、実態として利用されている技術的保護手段が網羅されるような定義とするべき。（MCF）

4. 1項3号

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

(1) 「著作権を侵害する自動公衆送信」について

- 著作権侵害行為によって作成されたものを、その事実を知りながら入手すること自体が侵害行為を故意に助長するものであつて、そのようにして入手したものを複製することをさらに認める合理性はないことから、ダウンロードに限らず、海賊版等の権利侵害物を、情を知りながら入手した上で行うデジタル方式の録音・録画も違法とするべき。（映連・JVA）

(2) 「デジタル方式の録音又は録画」について

- プログラムの著作物についても、違法にアップロードされたものであると知りながらダウンロードする場合には、私的使用目的の複製の範囲から除外し違法とするべき。
なお、違法とした場合には、複製物を使用する権限を取得したときに違法に複製されたことを知っていた場合には、当該複製物を使用して行う複製を、47条の3の権利制限から除外し、違法とすべき。（ACCS）

(3) 刑事罰化について

- 平成 21 年法改正による抑止効果は十分に発揮されておらず、また、違法状況の蔓延は、新たな音楽の創作に悪影響を与えることから、30条1項3号の違法ダウンロードに対する刑事罰を導入するための法改正を検討すべき。（レコード協会）
- 刑事罰化することに異論はないが、そのことがプログラムの著作物を本号の対象とするかどうかの議論に影響を及ぼさないよう留意すべき。（ACCS）
- 平成 22 年に施行されてから 1 年半の時間が経過したに過ぎず、意識喚起や啓発の効果等の評価・検証も十分に行われていない現時点において、刑事罰導入等の更なる規制強化の検討を行う必要はない。（JEITA、同旨知財協）
- 違法ダウンロードかどうか判断が容易ではないために消費者が行動を萎縮することが想定され、著作物の利用が阻害されること等が考えられることから、30条1項3号の厳罰化は慎重にすべき。（MCF）
- 違法なアップロード行為についてはすでに刑事罰が科されているので、まずは違法なアップロード行為について厳格な運用がなされるべき。（JEITA、同旨知財協、MCF）

(4) その他

- 違法サイトからの複製が深刻な状況であり、違法サイトへのアクセス遮断や、いわゆるスリーストライク制度の導入の検討が必要。(JASRAC)

5. 2項

2 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の機能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(1) 総論

- 音楽 CD はコピーフリーであり、放送番組のダビング 10 の範囲での録画が可能であること、また、個々の複製行為に対して課金するシステムは実現していないことから、私的録音録画補償金制度を廃止できるような状況にはなく、むしろ私的録音録画の実態と制度の乖離が常態化している現状を踏まえた制度の見直しを可及的速やかに行うべき。(芸団協・CPRA、同旨 JASRAC、レコード協会)
- 複製機器の機能が飛躍的に向上し、またそれらの機器が一般的に大量に販売されている状況を踏まえることが必要であり、私的録音録画補償金制度の趣旨がしっかりと確保されるよう、当該機器を当該制度の対象とすべき。(JASRAC)
- 現行の私的録音録画補償金制度はデジタル時代に適合しているとは言い難いため、現行制度の廃止を含めた抜本的な制度改正の議論が必要。(知財協)
- 私的録音録画補償金制度を考えるに当たっては、利用者の複製行為の実態が、補償が必要なほどにコンテンツビジネスに影響を与えているのかという視点を持つべき。(MiAU)

(2) 対象行為(「録音又は録画」)・対象機器の拡大について

- 複製用の電子機器の高性能化・低価格化にかんがみ、補償金制度の対象行為を録音録画のみならず写真や画像等に拡大するとともに、対象機器についても拡大し、広く薄く補償金の支払いが可能となるような制度を創設することを検討すべき。(写真著作権協会・美連、同旨書協・雑協)
- 現在、私的録音録画補償金制度の対象となっていない機器・媒体によって、大量の私的複製が行われており、汎用機器などのように実際に私的録音・録画に用いられている機器を対象にすることが必要。(JASRAC、同旨映連)
- デジタル方式による複製は、すでに個別の機器や媒体にとどまらず、それらが組み合わされたり、ソフトウェア、通信等のその他の手段と組み合わされることによって、広範に行われている実態があるため、当該実態を継続的に広く捕捉しうる制度となるよう補償金制度を再構築すべき。(芸団協・CPRA)

(3) 著作権保護技術との関係について

- 複製不可の著作権保護技術が用いられ、その回避行為を著作権法が禁じているならば、補償は不要であるが、それ以外はデジタル・アナログを問わず補償が必要。(JVA)
- 著作権保護技術が利用されている場合などの一定の管理可能な私的録音録画については 30 条 2 項の適用除外とすべき。また、許容される複製の量等を決めた契約が存在する場合には、契約が 30 条に優先して適用されるべき。(JEITA (私的録音録画小委員会中間整理に対する意見書))

6. その他・30条全般

(1) 30条 1 項全般の刑事罰化について

- ①著作権侵害は原則として刑事罰の対象とされるべきであること、②他の権利制限規定から除外されている行為(32条 2 項ただし書等)に該当すれば全て刑事罰の対象となっていること、③違法アップロードからのダウンロードが平成21年法改正後も多発していることから、1号から3号に該当する行為全てについて刑事罰を設けるべき。(映連)

(2) 見直しに当たっての留意点等について

- 私的複製という事柄の性格上、民間の団体で実態を調査することは困難であり、政府において 30 条の下での私的複製の実態がスリー・ステップ・テストに適合しているか検証することが必要。(JASRAC)
- 30 条の見直しに当たっては、図書館等における非営利無料の貸与を利用した私的録音の状況を念頭に置くことが必要。(JASRAC) (文献複製について、同旨書協・雑協)
- 30 条の見直しに当たっては、ユーザーの利便性の確保に偏ることなく、創造のサイクルの維持を絶えず意識しながら検討を行うことが必要。(芸団協・CPRA)
- 近年の著しいデジタル技術の発展にあわせるための見直しの議論は必要だが、現在有効に機能している 30 条の拙速な改正は避けるべきであり、とりわけ私的領域の範囲を狭めることについては、それによる影響や得られる効果の点から慎重な検討が必要。(知財協)
- 私的利用に対する権利制限は、利用の実態から利用者の利便性を担保するためには必要なものであると認められるため、その制度を維持するべき。(写真著作権協会・美連)
- 30 条はユーザーに及ぼす影響が大きいため、審議においてユーザーの意見を十分に反映する方策を検討するべき。(JEITA、同旨 MiAU)

(以上)